

平成30年度介護報酬改定 サービス別の改定事項 【施設系サービス】

資料5-3

※○番号は、H30.1.26社保審・介護給付費分科会資料「各サービス毎の改定事項」の番号

施設系サービス								
基準種別	改定事項	加算名	加算の新設	概要	20	21	22	23
					介護老人福祉施設 地域密着型老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
見直し 人員基準・設備基準の	機能訓練指導員の確保の促進			機能訓練指導員の資格に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加	③			
	介護医療院への転換支援			転換の場合の居室面積や廊下幅等の基準緩和		⑬	⑧	③
	医療機関併設型の特定施設への転換する場合の特例			「特定施設（有料ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合の特例として生活相談員等の兼任、浴室や食堂等の兼用を認める <省令改正>			⑨	
	居室とケア（ユニット型準個室）			実態を踏まえた名称変更 →「ユニット型個室的多床室」	⑩	⑯	⑫	⑭
運営基準の見直し	病状急変時の対応方針			入所者の病状急変のための配置医師等による対応方針策定の義務付け <省令改正>	①			
	身体的拘束等の適正化			記録、委員会、指針、研修等の措置を講じることを義務付け	⑬	⑫	⑥	⑩
	運営推進会議の開催方法の緩和（※地域密着特養のみ）			同一の日常生活圏域内であることなどの要件を満たせば、複数の事業所の合同開催を認める <通知改正>	⑭※地域密着型のみ			
	診断分類コードの記載			介護給付費明細書に傷病名を診断分類（DPC）コードにより記載すること（経過措置あり） <通知改正>			⑦	⑪
介護報酬の見直し	基本報酬（小規模特養、地域密着特養、旧措置入所者）	基本報酬		小規模特養、経過的地域密着特養、旧措置入所者の基本報酬を通常の老人福祉施設と同様にする等の見直し	⑮			
	在宅復帰・在宅療養支援機能への評価	基本報酬		従来型について、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価		①		
		基本報酬		現在の在宅強化型より在宅復帰・在宅療養支援を進めている場合は「超強化型」としてさらに評価				
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算ⅠⅡ	(新)	在宅復帰・在宅療養支援機能について、現在の指標に加え、入所後の取組やリハ専門職の配置等の指標をも進めている場合はさらに評価				
		退所時等指導加算		退所時等指導加算のうち、退所前・退所後訪問指導加算、退所時指導加算を基本報酬に包括化				
		試行的退所時指導加算	(新)	入所者が試行的に退所する場合において、入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合を評価				
	介護療養型老人保健施設の基本報酬	基本報酬		「療養型」と及び「療養強化型」を「療養型」に一元化		②		
		療養体制維持特別加算	(新)	療養強化型で評価されていた一定の医療処置・重度者要件を別に評価。加算期限を無くす【療養体制維持特別加算Ⅱ】				
	介護療養型医療施設の基本報酬	基本報酬	(新)	一定の医療処置や重度者要件を基本報酬の要件とする。また一定の要件を満たす入院患者数が基準に満たない場合の減算を新設。但し有床診療所には配慮			①	
	介護医療院の基本報酬	基本報酬		I型…現行の介護療養病床（療養機能強化型）を参考 II型…老健基準を参考に24h看護職員配置を可能に設定 その上で一定の医療処置や重度者要件を設けるほか、療養室や廊下幅の環境基準を満たさねば減算する				②
	入所者の医療ニーズへの対応	配置医師緊急時対応加算	新	配置医師が早朝夜間深夜に施設を訪問して入所者の診察を行ったことの評価創設		①		
		常勤医師配置加算		同一建物内に従来型とユニット型併設の場合も加算算定可				
		夜勤職員配置加算ⅢⅣ	(新)	夜間時間帯に看護職員、特定行為業務従事者を配置した場合の評価上げる				
		看取り介護加算Ⅱ	(新)	医療提供体制を整備し、施設内で看取った場合を手厚く評価				
	介護ロボットの活用の推進	夜勤職員配置加算		介護ロボット等見守り機器の導入で効果的に夜勤介護が提供できる場合の要件への追加	⑫			
	生活機能向上連携加算の創設	生活機能向上連携加算	新	訪問リハ、通所リハの事業所又はリハを実施している医療機関のOT、PT、Drが、施設を訪問、連携して、アセスメント、計画作成等を行う評価の創設	②			
	機能訓練指導員の確保の促進	個別機能訓練加算		機能訓練指導員の資格に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加	③			
	障害者の生活支援	障害者生活支援体制加算		入所障害者が15人以上の施設に加え、入所者の30%以上の施設も対象に加える	⑦			
			(新)	入所障害者が入所者の50%以上かつ障害者生活支援員を2名以上配置した場合の評価を新設【障害者生活支援体制加算Ⅱ】				
	かかりつけ医との連携	かかりつけ医連携薬剤調整加算	新	多剤投与入所者の減薬の取組みを（診療報酬改定対応に応じ）評価			③	
	入所者への医療の提供	所定疾患施設療養費Ⅱ	(新)	専門検査が必要な場合の医療機関との連携への評価			④	
		短期入院在宅復帰率		専門検査のための短期入院について在宅復帰率等の算定に配慮				
	排泄への介護支援への評価	排泄支援加算	新	排泄障害の入所者へ支援計画に基づき支援した場合の評価創設	④	⑤	②	⑤
	褥瘡の発生予防管理への評価	褥瘡マネジメント加算	新	褥瘡発生への評価と管理への評価創設	⑤	⑥		
	外泊時の在宅サービスの利用	在宅サービスを利用した費用	新	外泊時に老人福祉施設が提供する在宅サービスを利用した場合は6日/1月を限度に一定の単位数を算定	⑥	⑦		
	口腔衛生管理の充実	口腔衛生管理加算		回数要件緩和、介護職員への助言と指導を要件に加える見直しにより単位数減	⑧	⑧	③	⑥
	栄養マネジメント加算の要件緩和	栄養マネジメント加算		常勤の管理栄養士が同一敷地内の他施設との兼務も算定可 <通知改正>	⑨	⑨	④	⑦
	栄養改善の取組の推進	低栄養リスク改善加算	新	低栄養リスクの改善に計画作成、調整への評価創設	⑩	⑩	⑤	⑧
	入院医療機関との栄養管理に関する連携	再入所時栄養連携加算	新	入院先で、施設と異なる栄養管理が必要な場合の調整への評価創設	⑪	⑪		⑨
	身体的拘束等の適正化	身体拘束廃止未実施減算		指針整備、委員会開催等の措置を講じない場合の減算幅の見直し	⑬	⑫	⑥	⑩
	介護医療院への転換の取扱い	移行定着支援加算	新	転換前後のサービス変更内容を利用者等に説明する取組をH33.3月末までに1年間に限り評価		⑬	⑧	③
	介護医療院の加算その他の取扱い	・退所時指導等加算等 ・緊急時施設療養費		・介護療養型医療施設で評価されている加算等は介護医療院においても同様とする（名称変更あり） ・介護老人保健施設と同様に緊急時施設療養費と同様の評価を行う				②
重度認知症疾患療養体制加算			新	介護療養型のうち老人性認知症疾患療養病棟で評価されている、精神保健福祉士や看護職員の手厚い配置、精神科病院との連携等を加算として評価				
療養食加算の見直し	療養食加算		1日単位の評価→1食単位（1日3食を限度）の評価へ	⑯	⑭	⑩	⑫	
介護職員処遇改善加算の見直し	処遇改善加算		加算Ⅳ、Ⅴの廃止（一定の経過措置期間を設ける）	⑰	⑮	⑪	⑬	